参考資料

(第三者評価)

- ・第三者評価は、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
- ・介護保険事業所に比べ障害福祉サービス等事業所は受診率が低いので、積極的に受診 をお願いします。

(介護サービス事業所の皆様へ(駐車許可の申請))

- ・平成26年4月に府警本部から出された「駐車許可の申請」についての通知です。
- ・業務のために駐車が必要な場合は駐車許可を申請いただき、基準以上の車両を保持する場合は安全運転管理者の選任の手続を行っていただきますようお願いします。

(ワムネット京都府センター)

- ワムネットの京都府からのお知らせへのアクセス手順です。
- 京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っています。
- 2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いします。

(京都府医療的ケア児等支援センターことのわ)

- ・病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に 必要とするお子さんとその家族が、地域で安心して生活できるよう相談に応じていま す。
- ・相談内容に合わせ適切な関連機関をご紹介したり、福祉サービス等の案内をいたしま す。

(ヤングケアラー総合支援センター)

- 「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を開設しました。
- ・ヤングケアラーの支援にあたっては、関係機関が連携・協力することが大切です。気 になる子どもがいたら気軽にご相談ください。

(事業者指定等受付窓口)

・事業所指定等の窓口です。各事業所からの質問等は、原則として各保健所にお願いします。



第三者評価事業受診のご案内

京都介護・福祉サービス

第三者評価等支援機構

(事務局:社会福祉法人京都府社会福祉協議会)

第三者評価の目的と趣旨

- ①第三者評価事業は、個々のサービス事業者の組織運営やサービスの提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを目的としています。
- ②そして評価の結果が公表されることで、結果として利用者の 適切なサービス選択に資するための情報になることも重要な 目的です。
- ③サービス事業者のコンプライアンス意識の顕在化と、利用者 への安心と信頼を提供することにつながり、**事業者と利用者 の双方にとって有益な事業となることを期待するものです**。

京都ならではの取り組み

★「受審」ではなく「受診(ありのままを診る)」

京都の第三者評価は、事業所を審判したり格付けするものではなく、**ありのままを診る**という意味で、「受診」としています。

また、評価を行うに当たっては、「**ポジティブ・アシスト**」 (**肯定的支持**)」を基本とし、事業所の「**伴走者**」の姿勢での ぞんでいます。

今の事業所の強みをより伸ばし、弱みをより良い方向に改善する支援をしていく。そのような「お手伝い」をすることが、京都の第三者評価の役割で、事業所側にとっては内的な効果と、外的な効果を得ることが出来ます。

内的な効果と外的な効果とは

「内的効果」⇒事業者の質の向上への取組みの支援

例えば

- ・自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。
- ・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた具体的 な取組みの目標設定が可能となります。
- ・第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲を向上し、諸 課題の共有化が促進されます。

「外的効果」⇒就職希望者や利用者への情報提供

例えば

- ・就職フェアで「第三者評価受診事業所」として紹介され、就職希望者が、 事業所を選択するときの一つの指標となります。
- ・きょうと福祉人材育成認証制度の要件となっています。
- ・利用者が、介護・福祉サービス事業所を選ぶときに役立つ情報を得ることが出来るとともに、サービスを受けている事業所が、問題解決やサービス向上に関心があるかを確認することができます。 4

受診事業所の声 (アンケートより)

受診事業者からは次のような声が寄せられています。

●課題・情報の共有

- ①組織全体とチームの一貫した課題共有の重要性を改めて気付かされた。
- ②情報の共有・書類の管理の見直しの機会になった。
- ③項目ごとに細かく振り返りの資料として活用でき、新たな課題抽出にも役立った。

●方向性・指標

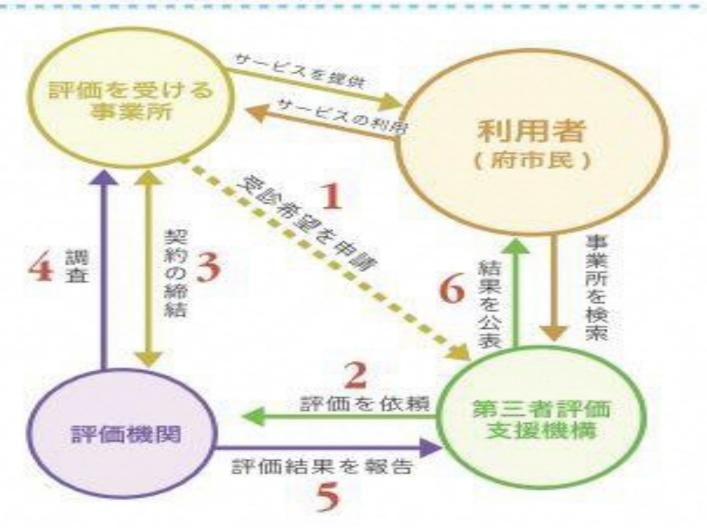
- ①見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。
- ②よりよい労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。

●人材の育成・意識向上

- ①主任クラス等の中堅職員の意識が大きく変化した(人材育成としての効果が大きかった)
- ②管理職以外の職員も参加することにより、仕事に対する意識が上がった。業務 改善に向う職員のモチベーションが高まった。
- ③これまで以上に、いろいろな職種間での情報の共有・連絡・相談が一体化した。

評価の流れ

第三者評価受診の流れ



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

(事務局:京都府社会福祉協議会)

ホームページURL http://kyoto-hyoka.jp/

アクセスはこちらから





令和4年度

受診事業所 募集開始

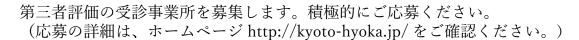
サービス向上宣言

締切 令和4年7月1日(金)

※以後も受付いたしますが、ご希望に添えない場合があります。

令和4年度

介護・福祉サービス第三者評価受診事業所募集について(ご案内)



きょうと福祉人材育成認証制度の必須項目です

▶応募手続き

「受診応募票」を作成し、事務局あてに提出 (郵送) してください。

受診応募票は、ホームページよりダウンロードして ご利用いただけます。

▶評価分野・料金

評価を受けるサービス(受診サービス)		料金(税込)
介護サービ	通所系・入所系サービスの場合	125,714円
	居宅介護支援・訪問系サービス・ 福祉用具貸与(販売)のみの事業所	115,238円
- 福祉サービス	保育所・認定こども園 障害福祉事業所 社会的養護の施設	314,286円
	共通評価項目 (養護老人ホーム・軽費老人ホームなど)	209,524円



受診事業所の声 (アンケートより)

- ◇課題・情報の共有ができた。
- ◇自分たちでは見えていなかった事業所の 「強み」を確認できた。
- ◇人材育成としての効果が大きく、職員の モチベーションが上がった。
- ※訪問調査の時期については、施設・事業所のご希望によりますが、お早めの受診をご検討くだ さい。
- ※新型コロナウイルスに関する影響により、訪問調査の実施時期を調整する場合があります。 ※年度末に近づく時期のお申込みは、年度内に評価を実施することが難しく次年度に繰越となる ことがあります。

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内

TEL: 075-252-6292 FAX: 075-252-6310

ホームページは こちらから



介護サービス事業所の皆様へ

平成26年4月京都府警察本部交通部交通規制課

本書は、介護サービス事業所の皆様に「警察署長の駐車の許可」申請をしていただくに当たって、正しい申請の仕方と、事業所で一定の台数以上の車を保有している場合に届出が必要な安全 運転管理者選任届について解説しています。

日々、介護の現場でご活躍されている皆様の一助になれば、誠に幸いに存じます。

● 駐車許可の申請

介護サービス事業所で使用する車両(四輪車・二輪車)(以下「自動車」といいます。)を、 駐車が禁止されている道路にやむを得ず駐車しなければならない場合、駐車する場所を管轄す る警察署長は申請内容を検討し、駐車許可証を交付しています。

通常、申請を受ける自動車は、

「事業所」又は「事業者」名義の自動車

とさせていただいていますが、諸事情により、やむを得ず事業所で勤務する職員の方から借り 受けた自動車を業務に使用する場合、確実な賃貸借契約がなされ、介護サービス事業所の業務 に使用されることが必要です。

いずれにせよ、法の規定をお守りいただき、正しい車両の運行及び駐車許可の使用に努めて いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 安全運転管理者の選任が必要なとき

自動車の使用者(その自動車を使用する権原を有する者で、かつ、その自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者を指し、法人であると自然人であるとを問いません。)は、安全運転に必要な業務を行わせるため、<u>規定の台数以上の自動車</u>の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません(道路交通法第74条の3第1項)。

- ※ 「規定の台数以上の自動車」の台数とは?
 - ・ 乗車定員11人以上の自動車………1台以上
 - ・ その他の自動車の場合……5台以上
 - ・ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車…1台を 0.5台として計算

上記台数以上の自動車を確保しているにもかかわらず安全運転管理者を選任されていない事業所の事業者は、法に定められた要件を備えた方の中から安全運転管理者を選任し、速やかに 当該事業所を管轄する警察署の交通課に安全運転管理者選任届を提出してください。

◎ 罰則:5万円以下の罰金(事業者・法人双方)(道路交通法施行規則第9条の8)。

※ 原動機付自転車(50cc以下のもの)については届出の対象から除かれます。

【駐車許可申請及び安全運転管理者選任届の手続要領】

○ 駐車許可申請

駐車する場所を管轄する警察署の交通課に赴き、「駐車許可申請書」のご提出をしていただきますが、提出部数は2部とし、それぞれの申請書に、

- ・ 当該車両の車検証(第一種原動機付自転車であれば自賠責保険証等)の写し
- ・ 駐車場所を示す地図(具体的に記載したもの)
- ・ 居宅サービス一覧表(各駐車場所を特定するのに必要となるもの)
- ・ 業務内容が分かる資料 (ホームページ掲載内容を印字したもの又は業務パンフレット等)
- ・ 運転者 (職員) 各人の運転免許証写し (表裏)
- ・ 運転者 (職員) 各人の雇用を証する書面

といったものを添付していただきます。

○ 安全運転管理者選任届

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課に赴き、「安全運転管理者選任届」のご提出をしていただきますが、提出部数は1部とし、届出書に、

- · 運転経歴証明書
 - ※ 運転経歴証明書は、警察署、交番及び駐在所に備え付けの申請用紙に所要の事項をご記入いただき、自動車安全運転センター京都府事務所までお送りください(手数料が必要となります。)。
- ・ 運転免許証の写し(表裏)
 - ※ 京都府内にお住まいの方は運転免許証の写しで結構ですが、京都府外にお住まいの方は、 住民票の写しを別途添付してください。
- · 職務経歷証明書
- の各書面を添付していただきます。

○ その他

ご不明な点がありましたら、お近くの警察署交通課にお尋ねください。

川端警察署 075-771-0110 向日町警察署 075-921-0110 上京警察署 075-465-0110 宇治警察署 0774-21-0110 東山警察署 075-525-0110 城陽警察署 0774-53-0110 中京警察署 075-823-0110 八幡警察署 075-981-0110 下京警察署 075-352-0110 田辺警察署 0774-63-0110 下 鴨 警 察 署 075-703-0110 木津警察署 0774-72-0110 伏 見 警 察 署 075-602-0110 山科警察署 075-575-0110 南丹警察署 0771-62-0110 右京警察署 075-865-0110 綾部警察署 0773-43-0110 南 警 察 署 075-682-0110 福知山警察署 0773-22-0110 北 警 察 署 075-493-0110 舞鶴警察署 0773-75-0110 西京警察署 075-391-0110 宮津警察署 0772-25-0110 京丹後警察署 0772-62-0110

「WAMネット 京都府からのお知らせ」へのアクセス方法

- ★ 「WAM NET」へアクセス(アドレス(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/)
- ① トップ画面中、「特設サイト」の『都道府県からのお知らせ』をクリック



②「WAM NET地方センター情報」画面中、『京都』をクリック



③「京都府センター」画面中、「メインメニュー」「掲示板」欄の『府からのお知らせ(障害福祉関連)』をクリック



④ 記事を検索



センターからのご挨拶

医療的ケアを日常的に必要とする お子さんとご家族さまへ

京都府では、京都市を含む京都府全域にお住まいの医療的ケアを日常的に必要とするお子さんと、そのご家族が安心して生活していただけるよう、京都府庁の健康福祉部障害者支援課内に「京都府医療的ケア児等支援センター(ことのわ)」を開設しました。

このセンターでは、どこに相談すればよいか分か らないご家族などからの相談を専属の看護師がお 伺いし、関係機関と連携して対応してまいります。

また、医療的ケア児とご家族が、住み慣れた地域 で、医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携による

切れ目ない支援が受けられる よう、連絡調整や関係機関に従 事する方への情報提供や研修 等を実施してまいります。





京都府健康福祉部障害者支援課

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 Tel:075-414-4633 Fax:075-414-4597 Mail:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp 医療的ケア児とご家族さまへ

京都府 医療的ケア児等 支援センター

愛称:ことのり

-開設のお知らせ-



~"ことのわ"を中心に、病気や障害があっても安心して生活できる京都府へ~





子どもから目を離すと 不安なので、 眠ることができません



緊急の用事の時に すぐに預けるところがありません

きょうだいに寂しい思いを させていて心配です





愛称:ことのり

京都府 医療的ケア児等 支援センター

京都府では病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもとそのご家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関との連携を進めるため「京都府医療的ケア児等支援センター」を令和4年4月25日に開設しました。

専用電話番号

075-414-5120

平日9:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)

京都府庁1号館4階健康福祉部障害者支援課內

「ことのわ」とは・・・

古くから人と人との支え合いが根付いている "古都"京都において、医療的ケアが必要な子どもと そのご家族を多くの機関で連携し、 サポートすることを表現しています。 同じ悩みをもっている ほかの方のみ話を聞きたい







子どもを預けられるところが 見つからないので、 働くことができません



子どもが入学する予定ですが、 どのような生活になるのか不安です

ご存知ですか

ヤングケアラー総合支援センター

ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、「大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。

勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…、こういった「子どもとしての時間」が取れないほどケアが負担になっている場合、それはヤングケアラーかもしれません。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料 理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょ うだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょ うだいの世話や見守りを



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族



がん・難病・精神疾患な ど慢性的な病気の家族の 看病をしている



ゆかい の身の回りの世話をして いる



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration: Izumi Shiga

国の調査から見えてくるケアの傾向

▶ケアの内容:

買い物・料理・掃除・洗濯などの「家事」 きょうだいの「見守り」や「お世話」 家族の「感情的なサポート」「話し相手」

高齢者や障害者の「見守り」「介護」「外出の付き添い」 など

▶頻度:「ほぼ毎日」が多く、3~6割程度

▶費やす時間:平均1日あたり「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度

(令和3年3月「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)より)

京都府では、子どもが子どもらしく暮らせるよう、市町村や関係機関・団体ととも にヤングケアラーの支援を総合的に進めるため、「**京都府ヤングケアラー総合支援** センター」を開設しました。

京都府ヤングケアラー総合支援センター

◆ 相談時間: 月~土曜日 10:00~18:00

(日曜・祝日・12月29日~1月3日は休み)

◆ TEL: 075-662-2840 (相談専用)

◆ FAX: 075-662-3770

◆ メール: ycarer@pref.kyoto.lg.jp

◆ アウトリーチ(出張相談)

→対象:

ヤングケアラー及びその周囲の方 ※18歳以上の方の相談もお受けしています。

➤取り組み:

1. ヤングケアラーへの相談支援

「悩み事があるが身近に相談できる人がいない」

「どこに相談していいかわからない」

「とにかく誰かに話を聞いて欲しい」

という子どもたちやご家族の相談を受け、どのようなサポートが必要か考え、 支援につなぎます。

関係機関や団体からの相談もお受けし、解決に向けてともに考えます。

2. 広報・啓発

ヤングケアラーについて知っていただくため、ホームページやチラシ等を作成し、 周知を行います。

3. ネットワーク会議・研修

顔の見える関係作りのため、圏域ごとにネットワーク会議を開催します。 ヤングケアラーについて知っていただくため研修を実施します。(講師の紹介なども行います。)

4. オンライン・コミュニティ

ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有できる場として、オンライン・コミュニティ を開設します。

提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、障害福祉サービスは<u>京都市障害保健福祉推進室</u>(TEL 075-222-4161)、障害児関係は<u>京都市子ども家庭支援課</u>(TEL075-746-7625)へご確認ください。

提出窓口	所在地		
< <u>障害児入所支援</u> > 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る薮ノ内町 TEL 075-414-4633 FAX 075-414-4597		
< <u>障害福祉サービス等</u> 及び <u>障害児通所支援</u> については、下記の窓口にご提出ください。>			
乙訓保健所(山城広域振興局	〒617-0006 向日市上植野町馬立8		
健康福祉部)福祉課	TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910		
山城北保健所(山城広域振興局	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6		
健康福祉部)福祉課	TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215		
山城南保健所(山城広域振興局	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1		
健康福祉部)福祉課	TEL 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412		
南丹保健所(南丹広域振興局	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21		
健康福祉部)福祉課	TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609		
中丹西保健所(中丹広域振興局	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地		
健康福祉部)福祉課	TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350		
中丹東保健所(中丹広域振興局	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23		
健康福祉部)福祉課	TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897		
丹後保健所(丹後広域振興局	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855		
健康福祉部)福祉課	TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368		

<各市町村の所管保健所>

保健所	市町村
乙訓保健所	
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
7. 区体胜别	百年中、水川及中、万城町、丁岡町町